

広島県告示第二百六十八号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によつて、地方港湾千年港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和七年四月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所において縦覧に供する。

令和七年三月二十一日

千年港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 地方港湾千年港放置等禁止区域

1 常石港地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点四から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の標示角度は真北方向による。）

基準点 福山市沼隈町の国土地理院四等三角点「夕郷山」（北緯三四度二三分二六秒八五四〇、東経一三三度一八分〇四秒〇七六七、標高一九八・一九メートル）

基点一 基準点から一九二度〇八分四一秒の方向八八六・八一メートルの点

基点二 基点一から二六二度五五分五四秒の方向一六三・二二メートルの点

基点三 基点二から二六九度三六分三三秒の方向一四八・六一メートルの点

基点四 基点三から三二八度五九分四五秒の方向一六三・六〇メートルの点

2 大越浜地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線、基点四から基点五を水際線で結んだ線、基点五から基点六を結んだ線及び基点六から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の標示角度は真北方向による。）

基準点 福山市沼隈町の国土地理院四等三角点「夕郷山」（北緯三四度二三分二六秒八五四〇、東経一三三度一八分〇四秒〇七六七、標高一九八・一九メートル）

基点一 基準点から一二九度五〇分〇二秒の方向七五四・九四メートルの点

基点二 基点一から二一九度五五分五二秒の方向一三三・七二メートルの点

基点三 基点二から三〇八度四七分五九秒の方向一九三・四八メートルの点

基点四 基点三から三五九度四二分一八秒の方向九八・二二メートルの点

基点五 基準点から一二五度四五分四六秒の方向七二七・二九メートルの点

基点六 基点五から一二〇度三〇分一三秒の方向六・三六メートルの点

3 大字常石二六四六地先く春辺橋地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線、基点四から基点五を水際線で結んだ線、基点五から基点六を結んだ線及び基点六から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の標示角度は真北方向による。）

基準点 福山市沼隈町の国土地理院四等三角点「敷名」（北緯三四度二分五四秒

二三〇四、東経一三三度一九分一七秒四二一五、標高一三五・七八メートル）

基点一 基準点から一二度一四分一秒の方向四〇九・六五メートルの点

基点二 基点一から一七八度一〇分二〇秒の方向三五九・一五メートルの点

基点三 基点二から二六八度一〇分二一秒の方向三二七・〇一メートルの点

基点四 基点三から三五八度二一分二秒の方向六五・〇〇メートルの点

基点五 基準点から五七度三四分二〇秒の方向三二四・三七メートルの点

基点六 基点五から五一度二六分一七秒の方向四四・三〇メートルの点

4 茂美島く白浜公園地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点六までの各点を順次結んだ線及び基点六から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の標示角度は真北方向による。）

基準点 福山市沼隈町の国土地理院四等三角点「敷名」（北緯三四度二分五四秒

二三〇四、東経一三三度一九分一七秒四二一五、標高一三五・七八メートル）

基点一 基準点から九七度二分〇四秒の方向一、四九四・〇二メートルの点

基点二 基点一から一九〇度一七分四四秒の方向一一・八〇メートルの点

基点三 基点二から二四七度〇〇分四四秒の方向五一五・九八メートルの点

基点四 基点三から三二〇度二六分五三秒の方向一二四・六〇メートルの点

基点五 基点四から二九五度三五分〇八秒の方向七九・九九メートルの点

基点六 基点五から三〇八度三九分〇四秒の方向八六・六四メートルの点

二 地方港湾千年港放置等禁止物件

漁船及び業務用船舶以外の船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作物